百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推薦書作成検討委員会設置規程(改定案)

# (設置)

第1条 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議(以下「推進本部会議」という。)は、ユネスコ世界遺産委員会において審議・採択される世界遺産一覧表記載推薦書(以下「推薦書」という。)の具体的な記述内容について、学術的・専門的な立場から検討を加えるとともに、必要に応じて助言を得るため、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推薦書作成検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 推薦書本文の記述内容に関すること。
  - (2) 推薦書の付属資料に関すること。
  - (3) その他推薦書作成に関すること。

### (組織)

- 第3条 委員会の委員は、別表のとおりとし、推進本部会議の会長(以下「会長」という。)が任命する。
  - 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
  - 3 委員長は、委員の互選とする。
  - 4 副委員長は、委員長が指名する。
  - 5 委員に欠員が生じた場合、会長は速やかに補欠の委員を任命するものとし、補欠 の委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長の職務)

- 第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
  - 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

# (守秘義務)

第5条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた 後も、同様とする。

#### (会議)

- 第6条 委員会の会議は、会長又は委員長が招集するものとする。
  - 2 委員会の会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
  - 3 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

- 第7条 委員の報酬の額は、大阪府附属機関条例第3条に規定する額を超えない範囲内 とし、出席日数に応じてその都度支給する。
  - 2 委員には、大阪府の各審議会の委員等の報酬及び費用弁償に関する規則に準じて、 実費を弁償する。

(任期)

第8条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、推進本部会議の事務局において処理する。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附則

- 1 この規程は、平成26年2月5日から施行する。
- 2 この規程は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

# 別 表 (第3条関係)

(平成28年4月1日時点)

敬称略

氏	名	勤務先	役 職 名	専 門 分 野
岡田	保良	国士舘大学	イラク古代文化研究所長	建築・文化遺産
				日本イコモス国内委員
宗田	好史	京都府立大学	教授	都市計画・世界遺産
				日本イコモス国内委員
和田	晴吾	兵庫県立	館長	考古学
		考古博物館		
福永	伸哉	大阪大学	教授	考古学
		大学院		
<u>西村</u>	<u>幸夫</u>	東京大学	<u>教授</u>	都市計画・世界遺産
				日本イコモス国内委員会委
				<u>員長</u>
稲葉	信子	筑波大学	<u>教授</u>	世界遺産
		大学院		日本イコモス国内委員